重要度 B　　2026.10.5

# 米国カリフォルニア州はDRSの対象プラスチックにリサイクル材最低含有率を設定強化し、APRを第3者認証機関に指定

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター　石動正和

解説

・カリフォルニア州のデポジット返還制度（DRS）の対象プラスチック製飲料容器には、水、清涼飲料、ビール、ワイン、蒸留酒、ジュースなどの飲料を充填する硬質プラスチック（PET・HDPE）容器が含まれる。

・2026年9月18日州知事の署名により、上記制度を設定強化するSB 633「カリフォルニア州飲料容器リサイクル・ポイ捨て削減法」が成立した。

・同法は、上記硬質プラスチック容器に、リサイクル材最低含有率目標を設定強化する（2022～24年15%に加え、2025～29年25%、2030年以降50%）（第1条(a)）。この目標を満たさないとき科される罰金について、＄0.20 から＄0.30／£バージンプラススックに強化する（第1条(c)(1)(B)）。

・上記目標達成の第3者認証業務に、プラスチックリサイクラー協会（APR）を指定する（第3条(a)(1)(B)(i)）。

---

カリフォルニア州「SB 633 飲料用プラスチック容器：リサイクル」 2026年9月21日
https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202520260SB633

上院法案第633号

第315章
飲料容器に関する、公共資源法第14547条の改正、及び同法第14549.3条の改正、廃止、追加を行う法律

[ 2026 年 9 月 18 日 州知事承認。2026 年 9 月 18 日 州務長官受理。 ]

立法顧問による概要

SB 633、ブレイクスピア（Blakespear)。プラスチック製飲料容器：リサイクル。

「カリフォルニア州飲料容器リサイクル・ポイ捨て削減法」は、特定の飲料製造業者が販売するプラスチック製飲料容器に対し、年間の「ポストコンシューマーリサイクルプラスチック」含有率を所定の平均割合以上にすることを義務付ける。同法は、「カリフォルニア州デポジット返還価値」の対象となるプラスチック製飲料容器で販売される飲料の製造業者に対し、前暦年に州内で販売された当該容器に使用されたバージンプラスチック及びポストコンシューマーリサイクルプラスチックの量に関する特定の情報を、資源リサイクル・回収局に報告することを義務付ける。現行法では、同局は報告された情報を所定の通りインターネット・ウェブサイトに掲載することが求められる。また、現行法では、同法又は同法に基づき採択された規則への違反は犯罪とされる。

同法は、ポストコンシューマーリサイクルプラスチックの最低含有要件を満たさない飲料製造業者に対し、所定の年次行政制裁金を科す。同法の下では、制裁金は、義務付けられた量のポストコンシューマーリサイクルプラスチックの代わりに（又は不足分として）使用されたバージンプラスチック 1 ポンドにつき 0.20 ドルと定めている。

本法案は、義務付けられた量のポストコンシューマーリサイクルプラスチックの代わりに（又は不足分として）使用されたバージンプラスチック 1 ポンド当たり行政制裁金を 0.30 ドルに変更する。

本法案は、2028 年 3 月 1 日以降、カリフォルニア州デポジット返還価値の対象となるプラスチック製飲料容器で販売される飲料の製造業者に対し、同業者が当該容器に使用したポストコンシューマーリサイクルプラスチック含有量が検証可能であり、かつ所定の通り第 3 者によって検証されたことの証明を、同局に提出することも義務付ける。本法案は、ポストコンシューマープラスチックのリサイクル材を供給する製造業者が提示する、当該リサイクル材の含有量に関する情報の正確性を検証することを義務付ける。新たな犯罪を規定することにより、本法案は州が義務付ける地方自治体向けプログラムを課すことになる。また、本法案は、飲料製造業者及びその関連ブランド名のリストを同局のウェブサイトで公表し、各業者がポストコンシューマープラスチックリサイクル材に関する適用要件を遵守しているか否かを表示するとともに、同局が適切と判断するその他の情報を提供することを同局

に義務付ける。

カリフォルニア州憲法は、州が義務付けた特定の費用について、州が地方自治体及び学区に対して費用を補償することを求める。当該補償を行うための手続きは、制定法により定められている。

本法案は、特定の理由に基づき、本法による補償は不要と規定する。

採決：過半数　歳出：なし　財政委員会：あり　地方自治体向けプログラム：あり

法案本文
カリフォルニア州民は、以下の通り制定する。

第 1 条 公共資源法第 14547 条を次のように改正する。
14547.(a)(1) 2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間（当該期間を含む）において、第 5 章（第 14560 条から開始）に基づき「カリフォルニアデポジット返還価値(CRV)」の対象となる飲料製造業者が州内で販売する、飲料が充填されたプラスチック製飲料容器の総量は、年平均で 15 パーセント以上のポストコンシューマーリサイクルプラスチックを含有しなければならない。

(2) 2025 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までの期間（当該期間を含む）において、第 5 章（第 14560 条から開始）に基づき「カリフォルニア CRV」の対象となる飲料製造業者が州内で販売する、飲料が充填されたプラスチック製飲料容器の総量は、年平均で 25 パーセント以上のポストコンシューマーリサイクルプラスチックを含有しなければならない。

(3) 2030 年 1 月 1 日以降、第 5 章（第 14560 条から開始）に基づき「カリフォルニア CRV」の対象となる飲料製造業者が州内で販売する、飲料が充填されたプラスチック製飲料容器の総量は、年平均で 50 パーセント以上のポストコンシューマーリサイクルプラスチックを含有しなければならない。

(4) ワイン又は蒸留酒を充填した、箱、内袋、パウチ、又は類似の容器である飲料容器については、パラグラフ(1)、(2)、及び(3)に定める各期限を遵守するための期間が更に 2 年間与えられるものとする。

(5)(A) 2025 年 1 月 1 日以降、局長は、パラグラフ(2)及び(3)に基づき義務付けられているポストコンシューマーリサイクルプラスチックの最低含有率について、年次で見直し

を行い、その調整を決定することができる。局長による見直しは、局長の発意、又は飲料製造業界からの申請により開始することができるが、その頻度は年1回を超えてはならない。当局は、当該申請の手順及び要件を定める規則を策定するものとする。局長は、ポストコンシューマーリサイクルプラスチック含有量の最低要件を、パラグラフ(2)及び(3)に基づき義務付けられている最低含有率を超える水準に調整してはならない。本パラグラフに基づく決定を行う際、局長は少なくとも以下の全ての要因を考慮するものとする：

(i) 国内外におけるポストコンシューマーリサイクルプラスチックの需給、回収率、及びベール（圧縮梱包された回収物）の入手可能性を含む、市場状況の変化。

(ii) リサイクル率。

(iii) パラグラフ(2)及び(3)に基づく最低リサイクル材含有要件を満たすのに適したリサイクルプラスチックの入手可能性（高品質なリサイクルプラスチックや、州及びその他の飲料容器リサイクルプログラムから供給される食品グレードのリサイクルプラスチックの入手可能性を含む）。

(iv) リサイクル又は処理インフラの能力。

(v) 本項の目標達成に向けた飲料製造業者の進捗状況。

(B) サブパラグラフ(A)の規定に係らず、当局が第 14581 条サブディビジョン(c)に基づき支払額を削減している間は、局長はポストコンシューマーリサイクルプラスチック含有量の最低基準の見直し又は調整を行ってはならない。

(C) 当局は、本条及び当局が策定した関連規則を施行するために必要な業務について、契約を締結することができる。

(D) 本パラグラフの適用上、「飲料製造業界」とは、飲料を製造する企業を代表する団体を意味する。

(b) (1) 2023 年 1 月 1 日以降、サブディビジョン(a)に基づくリサイクルプラスチック含有量の最低要件を満たさない飲料製造業者は、このサブディビジョンに基づく年次行政制裁金の対象となる。2024 年 3 月 1 日以降、サブディビジョン(e)に基づく削減が承認されていない場合、当該行政制裁金は毎年徴収され、その額はサブディビジョン(c)に従って算出されるものとする。

(2) このサブディビジョンに基づき制裁金を課された飲料メーカーは、当該制裁金を四半期ごとの分割払いで当局に納付するか、又は当局の承認を得て代替の納付スケジュールを定めることができる。但し、公衆衛生上の緊急事態、非常事態、自然災害などの予期せぬ事態により期間の延長が必要となる場合を除き、納付計画の期間は 12 ヶ月を超えてはならない。

(c) 2024 年 3 月 1 日以降、毎年、当局は、前暦年におけるポストコンシューマーリサイクルプラスチックの含有要件に基づき、同暦年について算定された行政制裁金を請求するものとする。当局は、州内で販売又は販売の用に供される飲料容器を製造するために飲料メーカーが使用したバージンプラスチック及びポストコンシューマーリサイクルプラスチックの総重量（ポンド単位）に基づき、以下に従って制裁金の額を算出するものとする。

(1) 飲料メーカーに課される年次行政制裁金の額は、次の両項目の積に等しいものとする：

(A) ポストコンシューマープラスチックの総重量（ポンド）に、該当するポストコンシューマーリサイクルプラスチックの最低含有率を乗じた値から、使用されたポストコンシューマーリサイクルプラスチックの重量（ポンド）を差し引いた値。

(B) 30 セント（$0.30）。

(2) 第(1)項の適用上、次の両規定が適用されるものとする：

(A) 使用されたプラスチックの総重量（ポンド）は、第 14549.3 条サブディビジョン a に基づき報告された、飲料メーカーが使用したバージンプラスチック及びポストコンシューマーリサイクルプラスチックの量の合計に等しいものとする。

(B) パラグラフ(1)に基づき算出された値がゼロ以下である場合、行政制裁金は課されないものとする。

(d) (1) 当局は、本条及び第 14549.3 条に基づき報告された情報の遵守を確保する目的で、飲料メーカーに対する監査及び調査を実施し、法執行措置を講じることができる。当局は、課された、又は監査により確定した行政制裁金を支払わない、若しくは支払額が不足している飲料メーカーに対し、政府法典第 2 編第 3 部第 1 部第 5 章（第 11500 条から開始）に従った通知及び聴聞を経た後に限り、法執行措置を講じることができる。

(2) 当局は、パラグラフ(1)に基づく監査又は調査の実施過程で収集又は把握した、製造プロセス及び設備に関する全ての事業上の営業秘密及び独自情報を機密として保持するものとする。このサブディビジョンに基づき取得された事業上の営業秘密及び独自の機密情

報は、カリフォルニア州公文書法（政府法典第 1 編第 10 部（第 7920.000 条から開始））の適用を受けないものとする。

(3) 飲料製造業者は、パラグラフ(1)に基づき実施された当該飲料製造業者に対する当局の監査の写しを入手することができる。

(e) (1) 当局は、サブディビジョン(a)パラグラフ(1)、(2)及び(3)に基づき義務付けられている最低リサイクル材含有率要件を達成することを目的として、サブディビジョン(b)に基づき科された行政制裁金の減額を認めることについて検討するものとする。

(2) パラグラフ(1)に基づく減額を認めるか否かを決定する際、当局は、少なくとも以下の全ての要因を考慮するものとする：

(A) 異常な市場状況。

(B) リサイクルプラスチックの供給の途絶又は不足。

(C) 飲料製造業者が要件を達成することを妨げたその他の要因。

(3) 行政制裁金の減額を受けるため、飲料製造業者は、ポストコンシューマー製品由来のリサイクル材含有率に関する最低基準を満たさない（又は満たせなかった）理由、及び次回の報告年度内に当該基準を遵守するために講じる措置を詳述した是正措置計画を、当局に提出しなければならない。当局は当該是正措置計画を承認することができ、計画を承認し、かつ飲料製造業者がその計画を実施した時点で、行政制裁金を減額することができる。当局が是正措置計画を不承認とした場合、又は飲料製造業者が計画を実施しなかった場合、行政制裁金は、ポストコンシューマー製品由来のリサイクル材含有率に関する最低基準への不適合が生じた時点から発生するものとする。

(f) 州財務省内に「リサイクル促進制裁金口座」を設置する。第 14580 条サブディビジョン(d)及び第 14591.1 条サブディビジョン(a)パラグラフ(3)の規定に係らず、本条に基づき徴収された行政制裁金は、リサイクル促進制裁金口座に納入されるものとする。同口座の資金は、州内におけるプラスチック製飲料容器のリサイクル、インフラ整備、回収、及び処理を支援する目的のみのために、議会が年次予算法において歳出予算を割り当てた場合に支出されるものとする。

(g) (1) 議会が 2027 年 6 月 15 日以前に年次予算法において本目的のための歳出予算を割り当てた場合、当局は、ポリエチレンテレフタレート（PET）及び高密度ポリエチレン（HDPE）

の市場に関する調査を行うため、研究大学と契約を締結することができる。当該調査は、以下の全てを対象とする：

(A) サブディビジョン(a)に基づき義務付けられているプラスチック製飲料容器のリサイクルプラスチック含有率に関する最低基準を満たすために、州のリサイクル産業における市場状況及び機会を分析すること。

(B) リサイクル産業に対する透明性を高め、事実に基づいたより効果的な一般の理解を支援するために必要なデータ及び追跡の機会を特定すること。

(C) 最小限のコストかつ最適な効率で州のリサイクル目標を達成するための、更なる政策変更及び措置を提言すること。

(2) 議会がパラグラフ(1)に規定する歳出予算を計上し、かつ当該省が調査を実施する場合、当該調査は 2028 年 5 月 1 日までに完了しなければならない。

(3) 当局は、パラグラフ(1)の規定に基づき議会が歳出予算を計上した場合において、以下の全てに該当するときは、2027 年 6 月 30 日までに、当該調査のために基金から資金を割り当てることができる：

(A) 当局が、基金に十分な資金があると認めること。

(B) 基金が赤字状態にないこと。

(C) 局長が、第 14581 条サブディビジョン(c)の要件に従い、比例的削減を実施する権限を行使していないこと。

(h) 市、郡、又はその他の地方自治体は、プラスチック製飲料容器のリサイクルプラスチック含有率の最低要件を規制する条例を制定してはならない。

(i) 本条は、以下のいずれにも適用されない：

(1) 詰め替え可能なプラスチック製飲料容器。

(2) 第 14549.3 条に基づき報告を行う暦年において、カリフォルニア州内に所在する卸売業者、販売業者、又は消費者に対し、1,600 万個以下のプラスチック製飲料容器を販売又は譲渡する飲料製造業者。

(j) 議会は、飲料メーカーに対し、100 パーセントリサイクルプラスチックを含むプラスチ

ック製飲料容器を使用することを奨励する。

第 2 条 公共資源法第 14549.3 条を次のように改正する。
14549.3. (a) 毎年 3 月 1 日までに、第 5 章（第 14560 条から開始）に基づき「カリフォルニア CRV」の対象となるプラスチック製飲料容器で販売される飲料の製造者は、前暦年において州内で販売するために当該対象容器に使用したバージンプラスチック及びポストコンシューマーリサイクルプラスチックの量（ポンド単位、かつ樹脂の種類別）を、同局に報告しなければならない。製造者は、同局が定める様式及び方法に従い、標準化された書式を用いて、偽証罪の罰則の下でこの情報を同局に提出しなければならない。

(b) 2024 年 3 月 1 日及びそれ以降毎年、プラスチック材リサイクル業者は、第 5 章（第 14560 条から開始）に基づき CRV の対象となる空のプラスチック製飲料容器について、前暦年に回収し販売した量（ポンド単位、かつ樹脂の種類別）を同局に報告しなければならない。報告書には、飲料加工用に州内で販売された空のプラスチック容器の量（ポンド単位、かつ樹脂の種類別）を明記しなければならない。プラスチック材料再生業者は、同局が定める様式及び方法に従い、標準化された書式を用いて、偽証罪の罰則の下でこの情報を同局に提出しなければならない。

(c) 2024 年 3 月 1 日及びそれ以降毎年、ポストコンシューマーリサイクルプラスチックの製造者は、前暦年に販売した食品グレードのフレーク、ペレット、シート、パウダー、又はその他の形態の材料の量（ポンド単位）及び食品グレード材料の生産能力を同局に報告しなければならない。報告書には、飲料メーカーのボトルグレード材料の仕様を満たす材料の量（ポンド単位）を明記しなければならない。報告書には、飲料加工用に州内で販売された食品グレード材料の量（ポンド単位）を含めなければならない。製造業者は、当局が定める様式及び方法に従い、偽証罪の罰則の下で、当該情報を当局に提出しなければならない。

(d) 当局は、サブディビジョン(a)に基づき報告された情報を、45 日以内に当局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(e) 本条は、詰替え可能なプラスチック製飲料容器には適用されない。

(f) 本条は 2028 年 1 月 1 日までのみ効力を有し、同日をもって廃止される。

第 3 条 公共資源法に以下の第 14549.3 条を追加する。
14549.3. (a) (1) 毎年 3 月 1 日までに、第 5 章（第 14560 条から開始）に基づき「カリフォルニア CRV」の対象となるプラスチック製飲料容器で販売される飲料の製造業者は、当局

に対し、次の両事項を報告しなければならない。

(A) 前暦年において、州内で販売される CRV 対象プラスチック製飲料容器のために当該飲料製造業者が使用した、バージンプラスチック及びポストコンシューマーリサイクルプラスチックの量（ポンド単位及び樹脂の種類別）。

(B) (i) プラスチック製飲料容器に使用されたポストコンシューマーリサイクルプラスチックの含有量が検証可能であり、かつ、プラスチックリサイクラー協会（APR）による「APR ポストコンシューマー樹脂認証プログラム」や、当局が承認した類似の第 3 者機関といった第 3 者によって実際に検証されていることの証明。

(ii) 3 月 1 日を期限とする報告の対象となる暦年の 11 月 1 日までに、プラスチック製飲料容器で販売される飲料の製造業者は、既に承認されている検証プログラムの代わりに、又はそれに追加して使用する機関として、(i)号に記載された類似の第 3 者機関を当局が審査し承認するよう、当局に要請することができる。

(2) 消費後リサイクルプラスチックの製造業者が、プラスチック製飲料容器の製造業者又はプラスチック製飲料容器で販売される飲料の製造業者に対し、当該プラスチックの消費後リサイクル材含有量に関するバリデーションを提供する場合は、当該製造業者はその証明が正確であることを保証しなければならない。消費後リサイクルプラスチック製造業者から提供された不正確な証明を当該部門に提出した飲料製造業者は、その不正確さを認識していなかった場合、本項の違反に対する責任を負わないものとする。

(3) 飲料製造業者は、当該部門が定める様式及び方法に従い、標準化された書式を用いて、偽証罪の罰則規定の下で、(1)項に規定される情報を当該部門に提出しなければならない。

(b) プラスチック材料再生業者は、毎年 3 月 1 日までに、前暦年において回収・販売した「カリフォルニア CRV」の対象となる空のプラスチック製飲料容器（第 5 章（第 14560 条から開始）に基づく）の数量を、重量（ポンド単位）及び樹脂の種類別に当該部門へ報告しなければならない。当該報告には、飲料加工用に州内で販売された空のプラスチック容器の数量を、重量（ポンド単位）及び樹脂の種類別に明記しなければならない。プラスチック材料再生業者は、当該部門が定める様式及び方法に従い、標準化された書式を用いて、偽証罪の罰則規定の下で、この情報を当該部門に提出しなければならない。

(c) 消費後リサイクルプラスチック製造業者は、毎年 3 月 1 日までに、前暦年に販売した食品グレードのフレーク、ペレット、シート、パウダー、又はその他の形態の材料の数量（ポンド単位）及び食品グレード材料の生産能力を、当該部門へ報告しなければならない。当該

報告には、飲料製造業者のボトルグレード材料に関する規格を満たす材料の数量（ポンド単位）を明記しなければならない。また、当該報告には、飲料加工用に州内で販売された食品グレード材料の数量（ポンド単位）を含めなければならない。当該製造業者は、当該部門が定める様式及び方法に従い、標準化された書式を用いて、偽証罪の罰則規定の下で、この情報を当該部門に提出しなければならない。

(d) 当該部門は、サブディビジョン(a)に基づき報告された情報を、45 日以内に当該部門のウェブサイトに掲載しなければならない。

(e) 当局は、毎年 7 月 1 日までに、飲料製造業者及びその関連ブランド名のリストをそのウェブサイト上で公表し、当該業者が使用済みプラスチックの再利用に関する適用要件を遵守しているか否かを示し、かつ、遵守状況に関連して当局が適切と認めるその他の情報を提供するものとする。

(f) 本条は、詰替え可能なプラスチック製飲料容器には適用されない。

(g) 本条は、2028 年 1 月 1 日に施行される。

第 4 条 本法に基づき、地方機関又は学区に生じ得る費用は、政府法典第 17556 条の意味する範囲内での新たな犯罪若しくは違反行為の創設、犯罪若しくは違反行為の廃止、又は犯罪若しくは違反行為に対する罰則の変更、或いはカリフォルニア州憲法第 13 条 B 第 6 節の意味する範囲内での犯罪の定義の変更に起因するものに限られるため、同憲法第 13 条 B 第 6 節に基づく費用の償還は本法においては求められない。